

# 福岡県公報

令和三年一月五日  
第百六十四号  
増刊  
②

## 目次

### 規則(第一号)

○福岡県健康増進法施行細則の一部を改正する規則 (健康増進課) ……………一

### 告示(第十四号)

○福岡県農業後継者等経営拡大資金融通規程等を廃止する告示 (団体指導課) ……………五

### 教育委員会

○福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則 (教育庁教職員課) ……………五

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………六

## 規則

福岡県健康増進法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年一月五日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第一号

福岡県健康増進法施行細則の一部を改正する規則

福岡県健康増進法施行細則(平成十五年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を削る。

様式第二号の(表)を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

(表)

特定給食施設開始(再開)届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

施設の所在地

(TEL)

施設の名称

施設の設置者

〒

住所 TEL

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり給食を(開始・再開)したので、健康増進法第20条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 管理者名(施設の長) \_\_\_\_\_
- 2 給食(開始・再開)日(予定日) \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- 3 給食施設の種類 (1)学校 (2)病院 (3)介護老人保健施設  
(4)介護医療院 (5)老人福祉施設  
(6)児童福祉施設 (7)社会福祉施設  
(8)矯正施設 (9)寄宿舍 (10)事業所  
(11)一般給食センター (12)その他  
注 該当するものを○で囲むこと。

4 1日の予定給食数

区 分	給 食 数(定数)				計
朝					
昼					
夕					
間 食					
計					

注 給食数については、児童、患者、入所者、通所者、宅配サービス、職員等の区分ごとに記入すること。

- 5 管理栄養士及び栄養士の員数  
管理栄養士 \_\_\_\_\_人  
栄養士 \_\_\_\_\_人
- 6 給食業務の一部を委託している場合の受託者  
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- 7 給食施設の見取図(裏面に記載)

様式第五号の(表)を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

(表)

特定給食施設栄養報告書(年2・7月分)

福岡県

保健福祉(環境)事務所長 殿

施設名

管理者名

職印

(作成者名

)

1. 施設の種類	①病院 ③介護医療院 ⑤社会福祉施設	②介護老人保健施設 ④老人福祉施設
2. 所在地	〒	
3. 連絡先	電話 E-mail	FAX
4. 運営方法	①直営 ②委託 ③一部委託(委託内容: 委託先名称:	

5. 対象者別給食数	定員	朝食	昼食	夕食	その他	合計
患者・入所者等						
	職員					
その他						
合計						

7. 食種別給食数			
食種名	1日食数	食種名	1日食数
		合計	

8. 従事者数				
区分	施設側(人)		委託側(人)	
	常勤	常勤以外	常勤	常勤以外
管理栄養士				
栄養士				
調理師				
調理員				

9. 栄養アセスメント	
項目	頻度
・身長	
・体重	
・アルブミン値	

評価方法・対策等

10. その他	
・栄養管理会議	___回/年
・構成メンバー	
・議題等	
し	
・嗜好調査	___回/年
・喫食(残食)調査(個別・一括)毎食	___回/月
・給食に関する職員研修(所内)	___回/年
・給食に関する職員研修(所外)	___回/年
・適温給食の方法 保温食器・温冷配膳車・その他( )	
・複数献立	無・有( ___日/月 ( ___回/日))
・選択食(カフェテリア方式)	無・有( ___日/月 ( ___回/日))
・デイケア・デイサービス	無・有( ___回/週)
・配食サービス	無・有( ___回/週)
・その他	

添付書類(集団栄養管理を行っている場合)

- 1 食品構成表
- 2 食品使用量日計表

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第十四号

福岡県農業後継者等経営拡大資金融通規程等を廃止する告示を次のように定める。

令和三年一月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農業後継者等経営拡大資金融通規程等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 福岡県農業後継者等経営拡大資金融通規程（昭和四十三年六月福岡県告示第四百七十号）
- 二 福岡県同和地区農家農業経営改善資金融通規程（昭和四十六年八月福岡県告示第七百五十一号の二）
- 三 基幹的農業者育成資金融通措置要綱（昭和六十一年五月福岡県告示第六百四十一号）
- 四 農業施設等台風災害復旧資金融通措置要綱（平成四年一月福岡県告示第百十六号）
- 五 平成五年暴風雨長雨低温等天災資金利子補給規程（平成六年三月福岡県告示第四百十七号）
- 六 平成十一年九月暴風雨天災資金（農業関係）利子補給補助金交付規程（平成十二年三月福岡県告示第三百三十一号）
- 七 インターネット支援資金融通措置要綱（平成十三年七月福岡県告示第千七百七十三号）
- 八 平成十六年台風災害天災資金（農業関係）利子補給補助金交付規程（平成十七年一月福岡県告示第二十六号）

附則

この告示は、公布の日から施行する。

教育委員会

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年一月五日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

福岡県立学校管理規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の次に次の一条を加える。

第十条の四 教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関して、教育長は必要な事項を別に定めるものとする。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加え、第二十条を第二十一条とする。

第六章 業務量の管理

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第二十条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。）第二条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間（給特法第七条の指針に規定する在校等時間をいう。）から福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年福岡県条例第一号）第十条に規定する休日（同条例第十一条に基づき代休日が指定された日を除く。）以外の日における同条例第九条第一項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限を定めることとし、当該上限については、次のとおりとする。

- 一 一箇月につき 四十五時間
- 二 一年につき 三百六十時間

2 教育職員が幼児児童生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場

合の時間外在校等時間の上限については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 一箇月につき 百時間未満
- 二 一年につき 七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間につき 八十時間
- 四 一年のうち一箇月において正規の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数につき 六箇月
- 3 校長は、前二項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 福津市の表中

東福岡病院介護医療院	〃	津九一一六四―三
東福岡病院介護医療院	〃	津九一一六四―三
東福岡病院介護医療院	〃	津九一一六四―三

を

津屋崎中央病院介護医療院

〃 渡一五六四

二 老人ホームの表中

ケアハウス恵迪館	〃	〃	山路松尾町一三―二五
ケアハウス恵迪館	〃	〃	山路松尾町一三―二五
ケアハウス恵迪館	〃	〃	山路松尾町一三―二五
ヴィラノーヴァ大谷	〃	〃	天神町二―四一
ヴィラノーヴァ大谷	〃	〃	天神町二―四一
ヴィラノーヴァ大谷	〃	〃	天神町二―四一
有料老人ホームパレス八幡	〃	〃	大蔵三―二―一
有料老人ホームパレス八幡	〃	〃	大蔵三―二―一
有料老人ホームパレス八幡	〃	〃	大蔵三―二―一
ケアハウス恵迪館	〃	〃	山路松尾町一三―二五
ケアハウス恵迪館	〃	〃	山路松尾町一三―二五
ケアハウス恵迪館	〃	〃	山路松尾町一三―二五
有料老人ホームパレス八幡	〃	〃	大蔵三―二―一
有料老人ホームパレス八幡	〃	〃	大蔵三―二―一
有料老人ホームパレス八幡	〃	〃	大蔵三―二―一

に改める。

を

に改める。